

第202400261639号  
令和7年1月27日

一般社団法人 鳥取県社会福祉士会会長 様  
一般社団法人 鳥取県介護福祉士会会長 様  
一般社団法人 鳥取県理学療法士会会長 様  
一般社団法人 鳥取県作業療法士会会長 様  
公益社団法人 鳥取県看護協会会長 様  
一般社団法人 鳥取県建築士会会長 様  
一般社団法人 鳥取県建築士事務所協会会長 様  
一般社団法人山陰言語聴覚士協会会長 様  
鳥取県視能訓練士の会会長 様  
公益社団法人鳥取県医師会会長 様

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課長  
( 公 印 省 略 )

### 令和6年度とっとりUDアドバイザー養成講習会の開催について（通知）

本県の福祉のまちづくり行政について、日ごろ格別の御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、令和4年10月1日の鳥取県福祉のまちづくり条例の改正施行に併せ、建築物のUD（ユニバーサルデザイン）整備及び運営・サービスについて4つのステップで支援する「とっとりUD施設普及推進プログラム」を創設しました（別添参照）。その一環として、利用者目線で助言を行うUDアドバイザーを登録・派遣する制度を運用し、建築物のUD整備の普及を推進しております。

つきましては、下記のとおりアドバイザーの養成講習会を開催するので、貴会会員への周知とともに、講習会受講及びアドバイザー登録への働きかけに御協力をお願いします。

なお、UDアドバイザーは、本講習会の修了を登録要件にしておりますこと、派遣に応じていただいた場合には謝金及び旅費が支給されますことを合わせて申し添えます。

(担当) 建築指導室 上田

電話：0857-26-7697 ファクシミリ：0857-26-8113

電子メール：jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp

### 記

#### 1 UDアドバイザー制度の概要

##### (1) アドバイザーの登録要件

- ・利用者の立場で助言する「利用者アドバイザー」と、建築又は福祉に関する専門的な立場から助言する「専門家アドバイザー」を設ける。

利用者アドバイザー	高齢者、障がい者（聴覚、視覚、身体、内部）、子育て経験者等
専門家アドバイザー	建築士、医師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歩行訓練士、看護師、保健師、保育士、子育て支援員等

##### (2) 派遣方法

- ・不特定多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物（特別特定建築物）の所有者等の求めに応じて利用者及び専門家アドバイザー各1名以上を派遣する。

(3) 実施報告

- ・アドバイザーは施設の点検・助言を、所有者等は助言等の反映状況を県に報告する。

2 養成講習会

- (1) 日 時 令和7年2月14日(金) 午後1時30分から午後4時30分まで(予定)
- (2) 講習内容 UDアドバイザーとして必要となる知識の取得及び点検・助言の実施方法等
- (3) 開催方法 オンライン(Webex) 説明会のURLは、電子メールにて参加申込者に後日送付。
- (4) 申込方法 とっとり電子申請サービスによる電子申請(申込書右上のQRコードを読み込んでください。)又は、別紙申込様式をファクシミリによる。
- (5) 申込期限 令和7年2月11日(火)